



光ファイバ・収容空間の情報開示及び 利用手続に関する現状

令和 6 年 2 月 9 日
総 務 省
総 合 通 信 基 盤 局
電 気 通 信 事 業 部

目次

1. 検討の背景
2. 接続制度に基づく光ファイバ情報の開示・利用手続の現状
3. 収容空間情報の開示・利用手続の現状
4. 検討項目・スケジュール

1. 検討の背景

2. 接続制度に基づく光ファイバ情報の開示・利用手続の現状

3. 収容空間情報の開示・利用手続の現状

4. 検討項目・スケジュール

2. 未来を拓く投資を拡大する

カ 光ファイバー整備の円滑化のための収容空間等の整備状況の開示等

【a: 令和5年度措置、b~j: 令和5年度検討・一定の結論、令和6年度以降可能なものから順次措置】

テレワークの進展、AIの活用などによる日本のデータ通信量の増大に対し、データセンターを各地に分散立地させ、データ処理を効率化・高度化する取組が進んでいる。これは人手不足に対応する配送事業用のドローンや、自動運転など社会課題を解決する新たなデジタル技術を実現していく上でも不可欠であるが、その前提として、これら複数のデータセンター間で、高速・大容量のデータ通信を可能とする光ファイバーのインフラ整備が急務となっている。このため、当該整備の円滑化を図る観点から、光ファイバーを整備する事業者が当該整備計画の策定・実行等を行う際、ワンストップで高い利便性を確保しつつ、必要な情報を閲覧し、及び必要な設備の利用申請等を行うことを可能とするための体制整備が重要である。このため、総務省は下記aを行い、これを踏まえつつ、総務省又は国土交通省は下記b~jを行う。

a 総務省は、将来のデータセンター間等におけるデータ通信量の増大を踏まえ、それに対応するための光ファイバー整備の必要性と見通しを明らかにする。

(b~h略)

i 総務省は、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(平成13年4月 総務省)に規定される公益事業者(以下本項及び次項において、単に「公益事業者」という。)が公共的なインフラを管理する主体であり、多くの光ファイバー関連設備を有することから、現状においても当該ガイドラインの対象として明記されていることを踏まえ、公益事業者が保有する光ファイバーの芯線及びその収容空間について、具体的なニーズを確認した上で、安全保障やセキュリティにも配慮しつつ、必要な光ファイバーの芯線及びその収容空間の位置や使用に係る状況(空き容量を含む)等の情報を可能な限り見やすく利便性の高い形でインターネット上で開示することも含めて、関係する事業者等と検討を行い、その結果に応じて必要な措置を講ずる。

j 総務省は、国土交通省の協力の下、公益事業者、国及び地方公共団体が保有又は管理する光ファイバーの芯線及びその収容空間について、具体的なニーズを確認した上で、安全保障やセキュリティにも配慮しつつ、必要な光ファイバーの芯線及びその収容空間の位置や使用に係る状況(空き容量を含む)等に係る情報の見やすく利便性の高い形でのインターネット上での開示並びに利便性の高い方法での申請・使用手続の様式の統一化及び申請・使用手続のWEBによるオンライン化を一元的なワンストップの形で実現するプラットフォームの在り方を検討する。この際、総務省は、公益事業者が保有する光ファイバーの芯線及びその収容空間に係る情報の開示の対象者や当該開示の在り方について、関係する事業者等と検討を行い、その結果に応じて必要な措置を講ずる。加えて、当該プラットフォームについて、総務省は、公益事業者が参画するよう、国土交通省は、光ファイバーの芯線又はその収容空間を管理する地方公共団体の全ての道路管理者及び河川管理者の参画を確保するため、それぞれ必要な措置を講ずる。

2. 未来を拓く投資を拡大する

カ 光ファイバー整備の円滑化のための収容空間等の整備状況の開示等

【a: 令和5年度措置、b～j: 令和5年度検討・一定の結論、令和6年度以降可能なものから順次措置】

b 国土交通省は、国が管理する道路及び河川に係る収容空間の位置情報、光ファイバーの整備を行う者による使用の可否状況(空き容量を含む)及び使用プロセス(手続方法等)の情報(以下「収容空間の位置情報等」という。)を、安全保障やセキュリティにも配慮しつつ、見やすく利便性の高い形で集約・統一してインターネット上において可能な限り詳細に開示する。加えて、国土交通省は、地方公共団体が管理する道路及び河川に係る収容空間の位置情報等が、安全保障やセキュリティにも配慮しつつ、見やすく利便性の高い形で、国が開示する収容空間の位置情報等と集約・統一してインターネット上において可能な限り詳細に開示されること並びに光ファイバーの収容空間を管理する地方公共団体の全ての道路管理者及び河川管理者がそれに参画することを確保するため、法令上の措置も排除せず検討し、必要な措置を講ずる。

c 国土交通省は、河川の光ファイバーの収容空間の占用許可申請に係る河川法(昭和39年法律第167号)に基づく様式が地方公共団体の全ての河川管理者において、全国統一して使用されるよう法令上の措置も排除せず検討し、必要な措置を講ずる。加えて、電線共同溝の占用許可申請に係る様式については、現状「電線共同溝整備道路の指定、電線共同溝の占用の許可等の事務手続について」(平成8年2月20日建設省道政発第28号)で一定程度定められているところ、国土交通省は、地方公共団体の全ての道路管理者における様式の全国統一化を実施するため、法令上の措置も排除せず検討し、必要な措置を講ずる。

d 国土交通省は、国及び地方公共団体が管理する電線共同溝及び河川に係る光ファイバーの収容空間の占用許可申請のWEBによるオンライン化を実現する。この際、国土交通省は、光ファイバーの収容空間を管理する地方公共団体の全ての道路管理者及び河川管理者の参画を確保するため、法令上の措置も排除せず検討し、必要な措置を講ずる。

e 国土交通省は、国が管理する道路及び河川に係る光ファイバーの芯線の位置情報、光ファイバーの整備を行う者による使用の可否状況(空き容量を含む)及び使用プロセス(手続方法等)の情報(以下「光ファイバーの芯線の位置情報等」という。)を、安全保障やセキュリティにも配慮しつつ、見やすく利便性の高い形で集約・統一してインターネット上において可能な限り詳細に開示する。加えて、国土交通省は、地方公共団体が管理する道路及び河川に係る光ファイバーの芯線の位置情報等が、安全保障やセキュリティにも配慮しつつ、見やすく利便性の高い形で、国が開示する光ファイバーの芯線の位置情報等と集約・統一してインターネット上において可能な限り詳細に開示されること並びに光ファイバーの芯線を管理する地方公共団体の全ての道路管理者及び河川管理者がそれに参画することを確保するため、法令上の措置も排除せず検討し、必要な措置を講ずる。

f 国が管理する道路及び河川に係る光ファイバーの芯線の使用手続に係る様式については、現状、「河川・道路管理用光ファイバーの民間事業者等による利用について」(平成14年6月28日国河政第24号・国道利第9号)等で一定程度定められているが、地方公共団体の全ての道路管理者及び河川管理者が管理する道路及び河川における光ファイバーの芯線の使用手続に係る様式の全国統一化を実施するため、国土交通省は、法令上の措置も排除せず検討し、必要な措置を講ずる。

g 国土交通省は、国及び地方公共団体が管理する道路及び河川に係る光ファイバーの芯線の使用手続のWEBによるオンライン化を実現する。この際、国土交通省は、光ファイバーの芯線を管理する地方公共団体の全ての道路管理者及び河川管理者の参画を確保するため、法令上の措置も排除せず検討し、必要な措置を講ずる。

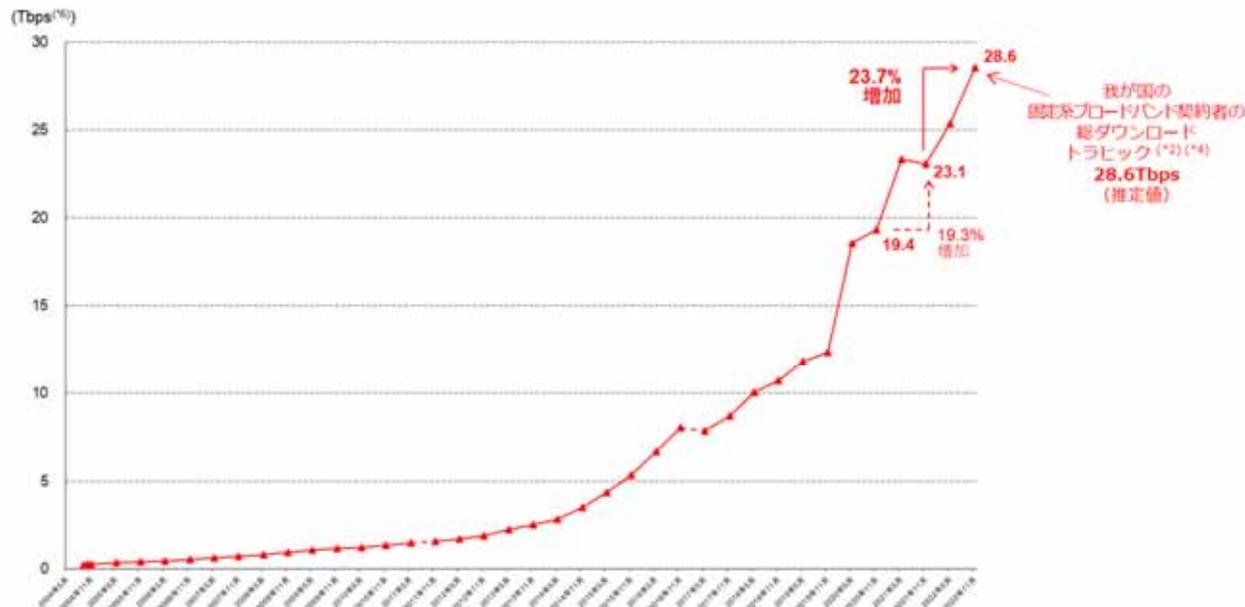
h 国土交通省は、b～gの内容を実現するため、国及び地方公共団体が参画し、一元的な情報公開とワンストップ申請が可能となるプラットフォームを構築する。この際、国土交通省は、当該プラットフォームについて、利用者にとって、開示情報が見やすく、申請・使用手続については、利便性の高いものとなるように構築する。加えて、国土交通省は、当該プラットフォームへの光ファイバーの芯線又はその収容空間を管理する地方公共団体の全ての道路管理者及び河川管理者の参画を確保するため、法令上の措置も排除せず検討し、必要な措置を講ずる。

トラヒックの状況

令和5年3月23日「デジタルインフラ(DC等)整備に関する有識者会合(第4回事務局説明資料)より抜粋

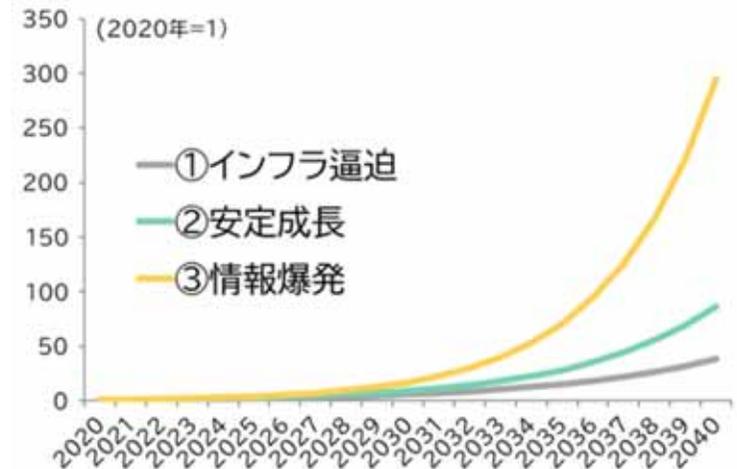
- コロナ禍によるテレワークの浸透、動画等のコンテンツ配信の増加等を背景として、国内のインターネットトラヒックは継続的に増加。
- 今後、動画等のコンテンツ配信に加え、メタバース、遠隔医療、遠隔教育、自動運転等が普及・発展する等、デジタル実装の展開次第で、トラヒックの内訳が変化するとともに、トラヒック自体も爆発的に増加する可能性。

【我が国の固定系ブロードバンド契約者の総ダウンロードトラヒック（推定値）】



(*1)個人向けサービス (FTTH, DSL, CATV, FWA) (ただし、一部法人を含む)
 (*2) 2011年5月以前は、携帯電話網との間の移動通信トラヒックの一部が含まれる。
 (*3) 『総務省 我が国の移動通信トラヒックの現状(令和4年9月分)』より引用 (3月、6月、9月、12月に計画)
 (*4) 2017年5月より協力ISPが5社から9社に増加し、9社からの情報による集計値及び推定値としたため、不連続が生じている。
 (*5) 2017年5月から11月までの期間に、協力事業者の一部において計測方法を見直ししたため、不連続が生じている。
 (*6) 1Tbit = 1024Gbitとして計算。

【三菱総研によるトラヒック予測】



	2020	2030	2040	CAGR
①インフラ逼迫	1	6	38	20%
②安定成長	1	9	87	25%
③情報爆発	1	18	309	37%

(2020年=1)

出典：(左) 総務省報道資料より総務省作成、(右) 三菱総合研究所

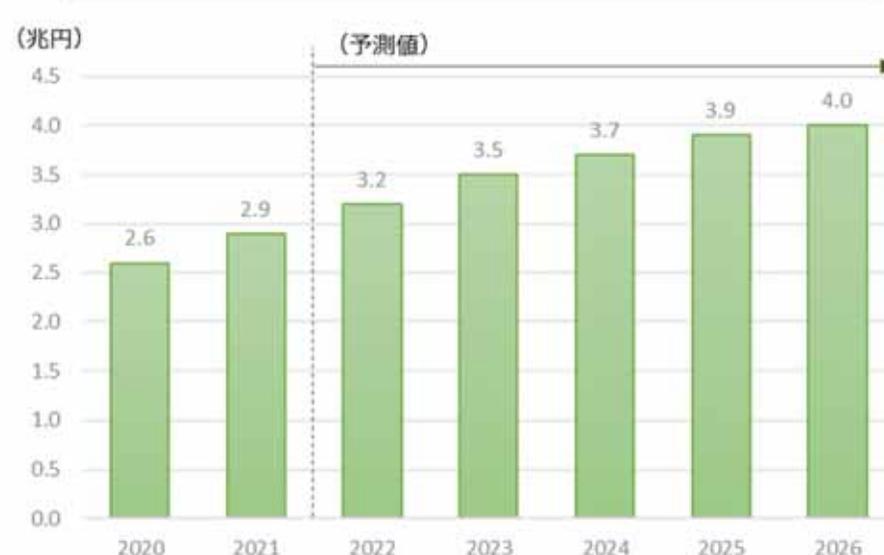
令和5年3月23日「デジタルインフラ(DC等)整備に関する有識者会合(第4回事務局説明資料)より抜粋

世界のデータセンターシステム市場規模(支出額)の推移及び予測



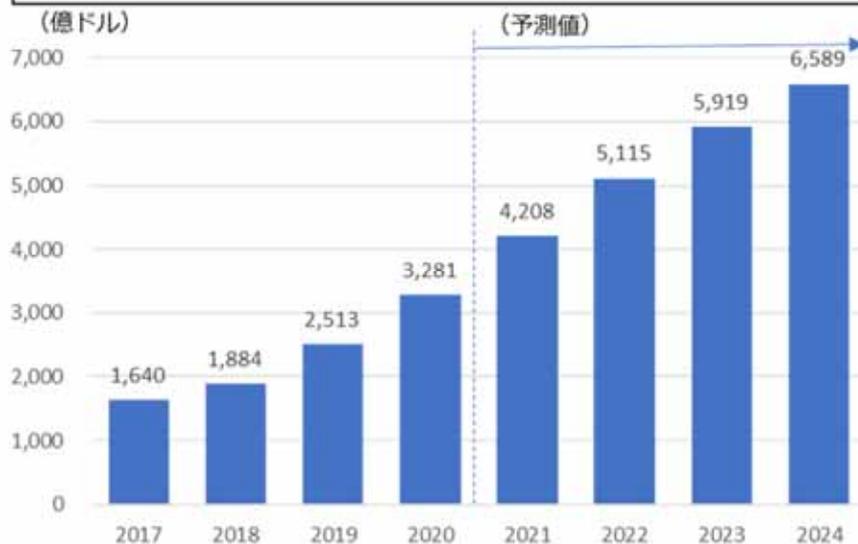
(出典) Statista (Gartner)を元に総務省作成

日本のデータセンターサービス市場規模(売上高)の推移及び予測



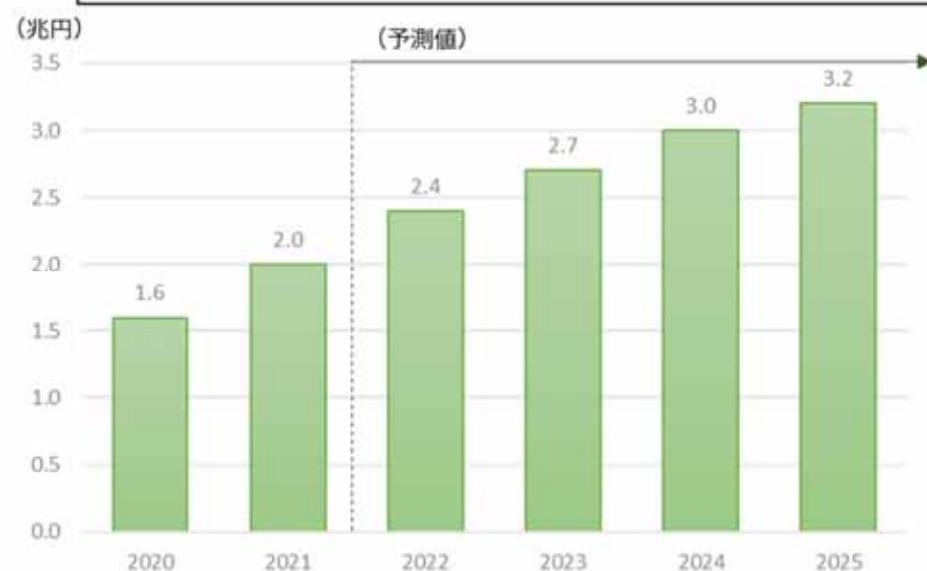
(出典) 富士キメラを元に総務省作成

世界のパブリッククラウドサービス市場規模(売上高)の推移及び予測



(出典) Omdiaを元に総務省作成

日本のパブリッククラウドサービス市場規模(売上高)の推移及び予測



(出典) 富士キメラを元に総務省作成

1. 検討の背景

2. 接続制度に基づく光ファイバ情報の開示・利用手続の現状

3. 収容空間情報の開示・利用手続の現状

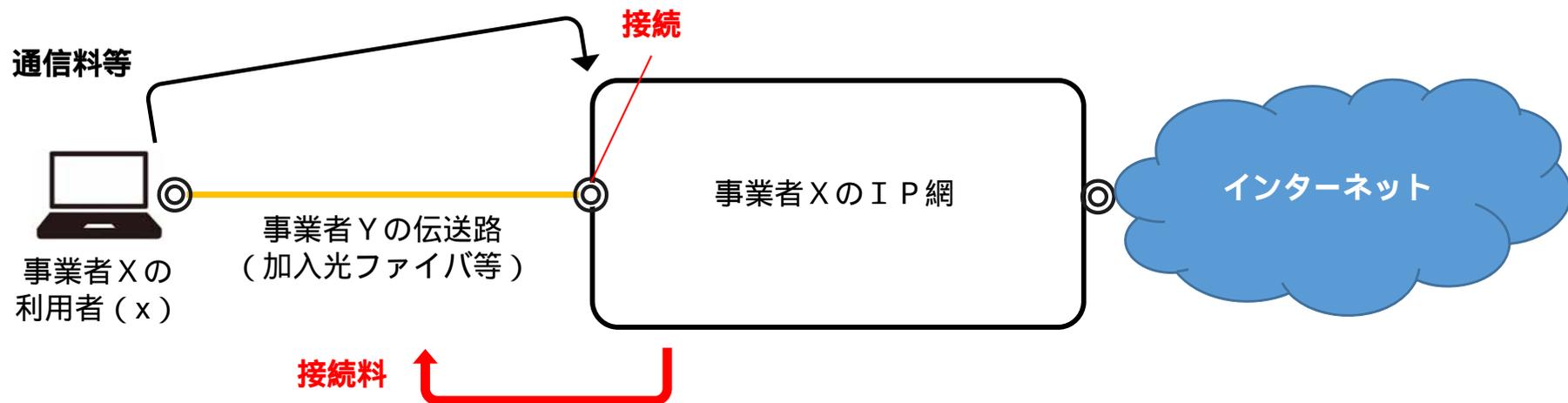
4. 検討項目・スケジュール

電気通信事業では、各事業者のネットワークを様々な形で相互接続することで利用者が多様なサービスを楽しむ。

電気通信事業者は、他の電気通信事業者から、電気通信回線設備との接続の請求を受けたときは、原則としてこれに応じる義務を有する（接続応諾義務、電気通信事業法第32条）。

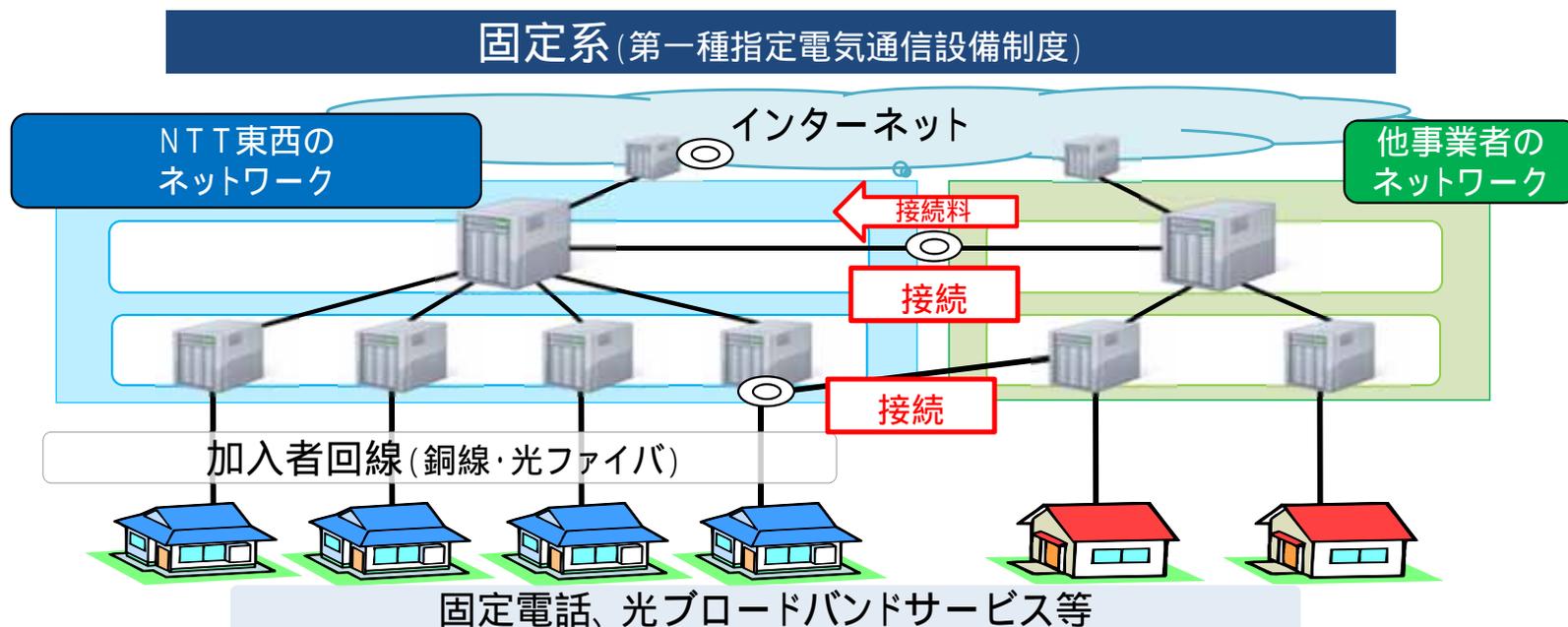
固定ブロードバンド（データ通信）の例

下図（x）からインターネットへの通信の場合、事業者Xは、事業者Yの伝送路（加入光ファイバ等）の接続料を支払う。



固定通信では、ボトルネック性を有する**加入者回線系の設備**（光ファイバ等）を經由して通信することが不可欠。**移動通信**では、**高いシェア**を占める事業者が、他の事業者に対し**強い交渉力**を保持。

このため、電気通信事業法では、**競争環境整備の観点**から、**特定の事業者が設置する主要なネットワーク**を**指定電気通信設備**として総務大臣が指定し、当該設備との接続に関する**接続料及び接続条件の公平性・透明性**や、**接続の迅速性**を確保するため、接続約款を**総務大臣の認可**（固定通信）・**事前届出**（移動通信）**制**にする等の規律を課している。



指定要件	業務区域ごとの50%超の加入者回線シェア NTT東日本、NTT西日本
接続関連規制	接続約款 (接続料・接続条件) の認可制 接続会計の整理義務 網機能提供計画の届出・公表義務

【接続約款の認可の要件 (電気通信事業法第33条第4項) 】

機能ごとの接続料、標準的な接続箇所における技術的条件、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項等が適正・明確に定められていること 等

(例)

- ・ 接続の手續に関する事項 (他の事業者が接続の請求を行う手續、他の事業者が接続の請求に際して必要な情報の開示を受ける手續、手續に関する標準的期間、様式等)
- ・ 接続に必要な装置の設置等 (コロケーション) に関する事項 (通信用建物等の空き状況、料金、立会手續、代替措置等)

【接続の請求に際して必要な情報の開示 (電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第1号イ等) 】

第一種指定電気通信設備を設置する者 (NTT東日本・西日本) に対しては、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に実現する観点等から、必要な情報について他事業者等への開示を義務づけ。

接続事業者 (第一種指定電気通信設備と接続する事業者) に対して開示する情報については、接続事業者向けウェブサイト (情報WEBステーション) を設け、接続協定等における秘密保持条項 (NDA) を締結した事業者にログイン情報を付与。

一般公表している情報

- ・ 接続約款 ・ 接続会計報告書 ・ 接続料算定根拠 ・ 相互接続に係る解説書 (ガイドブック) 等

第一種指定電気通信設備と接続する事業者に共通的に開示する情報

- ・ 加入光ファイバに関する情報 (概算納期、光配線区画、電柱の位置情報等)
- ・ 中継光ファイバに関する情報 (始点・終点、芯数、ケーブル長、空き情報等) 等

その他、接続約款において、中継光ファイバが異経路構成 (複数の光ファイバが異なる管路・とっ道に収容されており、地理的に重複した区間がない構成) となっているか確認する手續、異経路構成となるように中継光ファイバとの接続を請求する手續等を整備

事業者ごとに個別開示する情報

- ・ 個別の調査依頼に対するNTT東日本・西日本の回答 ・ 接続協議における資料、議事録等

中継光ファイバに関する情報開示の例

45.1億芯・m（NTT東日本・西日本合計・令和4年度末現用）の中継光ファイバについて、以下のような形式で情報を開示。
1週間に1度で更新するとともに、空きのなかった区間に空きが生じた場合には事業者にもメールで通知。

NTT東日本

赤枠内有識者限り

区間色更新日: 2023年12月31日現在

ルートコード	支線名	起点ビル	終点ビル	ファイバ種別※1	概算ケーブル長 (km) ※2	全芯数	未利用芯数状況		光ケーブル設置計画 ※4	WDM設置有無 ※5	備考
							ランク別※3	更新日 ※3			

NTT西日本

赤枠内有識者限り

大阪 エリア

2024年1月26日現在

ルートコード	始点ビル	終点ビル	概算ケーブル長 (Km) ※1	ファイバ種別 ※2	全芯数	未利用芯数状況 ※3	光ケーブル設置計画 ※4	備考(中継系光ファイバ設備関連)	WDM設置有無 ※5	備考(WDM設備関連)
--------	------	------	-----------------	-----------	-----	------------	--------------	------------------	------------	-------------

接続応諾義務を前提としつつ、指定電気通信設備以外の電気通信設備との接続については、事業者間の協議に委ねられており、認可・届出等の事前規制は課されていない（平成15年電気通信事業法改正により廃止）。

一方、総務省は、事業者間協議のプロセス及び情報開示に係る考え方等を明確化することで、予見可能性向上と協議の円滑化を図り、もって公正競争を促進するとともに利用者利便を増進する観点から、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」（ ）を整備。

- その上で、事業者間で接続に関して紛争が生じた場合における総務大臣による協議命令・裁定等の紛争処理スキームが整備されている。
- 総務大臣は、命令・裁定に当たっては、総務省電気通信紛争処理委員会に諮問する。

「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」は、指定電気通信設備を設置する事業者・それ以外の事業者を問わず対象としている。

1. 検討の背景

2. 接続制度に基づく光ファイバ情報の開示・利用手続の現状

3. 収容空間情報の開示・利用手続の現状

4. 検討項目・スケジュール

1. 経緯

- 平成12年11月にIT戦略会議・IT戦略本部合同会議(当時)において取りまとめられた「線路敷設の円滑化の基本方針」を踏まえ、総務省、経済産業省及び国土交通省が協議を行い、電気通信審議会(当時)への諮問等を経て、平成13年4月1日、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」を策定(※)。

平成31年4月最終改正

2. 目的等

- 認定電気通信事業者(※)が設備保有者(電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者)の電柱・管路等を使用する場合に双方が遵守すべき標準的な取扱い方法を定めることにより、認定電気通信事業者による光ファイバ網の整備等を推進。

認定電気通信事業者：電気通信事業法に基づき、線路等を設置するために他人の土地等の使用权(公益事業特権)を必要とする電気通信事業者として、総務大臣の認定を受けた者

(主な認定電気通信事業者)

NTT東西、NTTコミュニケーションズ、KDDI、ソフトバンク、J:COM、エネコム 等

- ガイドラインは、電気通信事業法第128条第1項に規定する他人の土地等の使用权に関する協議に係る認可や裁定の運用基準として機能するもの。

3. ガイドラインの主な内容

- 設備保有者及び認定電気通信事業者が遵守すべき事項を規定
 - 電柱・管路等の貸与に関する基本原則(公正性、無差別性、透明性、効率性)
 - 電柱・管路等の貸与申込手続
 - 貸与拒否事由(拒否することのできる事由を限定列挙)
 - 貸与期間(原則5年間)
 - 貸与の対価(原価に基づく適正な設備使用料を対価として請求可能としている) 等

ガイドラインの改正時期と主な内容

平成14年:電柱共架の「一東化」に関する規定の追加

平成15年:支線の共用等に関する規定の追加

平成16年:使用可能時期の照会に対する回答努力義務等の規定の追加

平成19年:効率性の原則等の規定の追加

平成22年:対象設備として鉄塔等の追加

平成27年:設備撤去・移転時の通知等に関する規定の追加

平成29年:設備保有者及び認定電気通信事業者の責任に関する規定の追加、
ガイドラインの見直しに関する規定の改正

平成31年:ガイドラインの適用対象に認定電気通信事業者に鉄塔等の設備を
提供する者を追加

■公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン（平成13年4月策定、平成31年4月最終改正）

IT戦略会議・IT戦略本部合同会議で取りまとめられた取組方針である「線路敷設の円滑化について」にのっとり、以下のガイドラインを策定する。このガイドラインは、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二百二十八条第一項に規定する他人の土地等の使用権に関する協議の認可・裁定の運用基準として機能することとなるものである。

(調査回答期間等)

第二条 設備保有者は、事業者から設備の調査の申込みがあった場合は、できるだけ速やかに提供の可否の回答を行うものとし、申込みの数が通常想定される申込みの数の範囲内である場合は、原則として二箇月以内(必要書類の形式的不備等の指摘を行った場合は、二箇月に当該指摘から事業者が当該指摘を踏まえ申込みを行うまでの期間を加えた期間内。次項において同じ。)に提供の可否を回答するものとする。

2 設備保有者は、二箇月以内に提供の可否の回答ができない場合は、その理由を明記した書面又は電子メール等の電磁的方法により、申込みを行った事業者へ通知するものとする。

3 (略)

(貸与拒否事由等)

第三条

1～4 (略)

5 設備保有者は、設備の使用の申込みを承諾した事業者から使用可能時期の照会があった場合には、できる限り具体的な進捗状況、今後の見通し等を回答するように努めるものとする。なお、事業者は、設備保有者の事務負担に配慮し、通常想定されるスケジュールに従い作業が進捗していると認められる場合には、できる限り照会を行わないように努めるものとする。

(情報開示)

第十二条 設備保有者は、事業者から設備の使用可能状況について照会(第二条第一項に規定する調査の申込みを除く。)があったときは、当該区間又は場所の使用可能状況について事業者への回答を行う。なお、情報開示により当該設備におけるセキュリティの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障を生じる場合は、この限りでない。(略)

【NTT東日本・西日本における運用状況】

<電柱添架について>

- 電柱への添架を希望する事業者との間で個別に利用契約を結び、情報を閲覧できるようにしている。(広く一般に公開していない)

<管路等について>

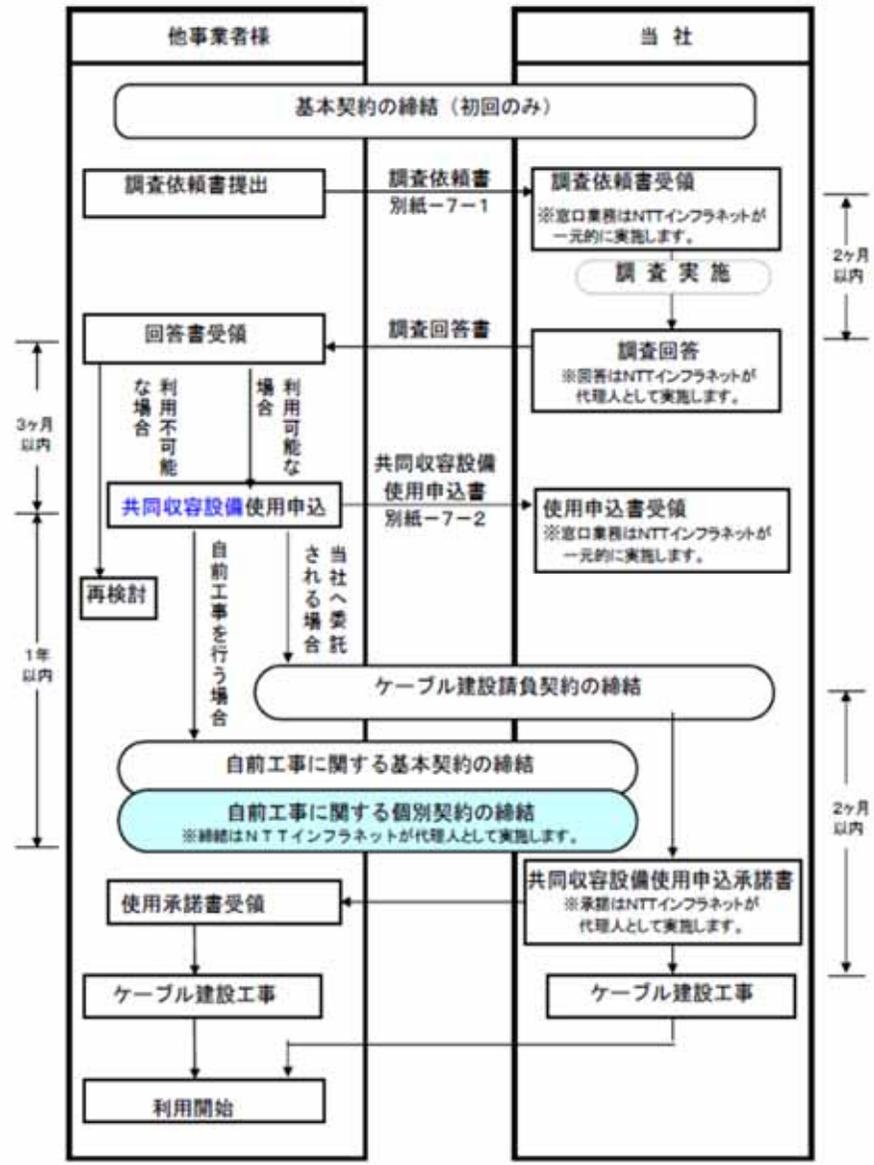
- ルートの公開は行っておらず、ケーブルを敷設する事業者等から問い合わせがあった場合に、当該ルートの提供可否を確認の上で回答。
- その際、機密保持条項を含む契約に基づき、第三者提供等の目的外利用を禁止した上で、ケーブル敷設工事の施工に必要な情報として、ルート・管路の位置等を必要な範囲に限定して当該事業者が開示している。
- また、問い合わせ時に事業者から複数ルートの検討要望があった場合、一括で調査の上で回答している。

(理由)

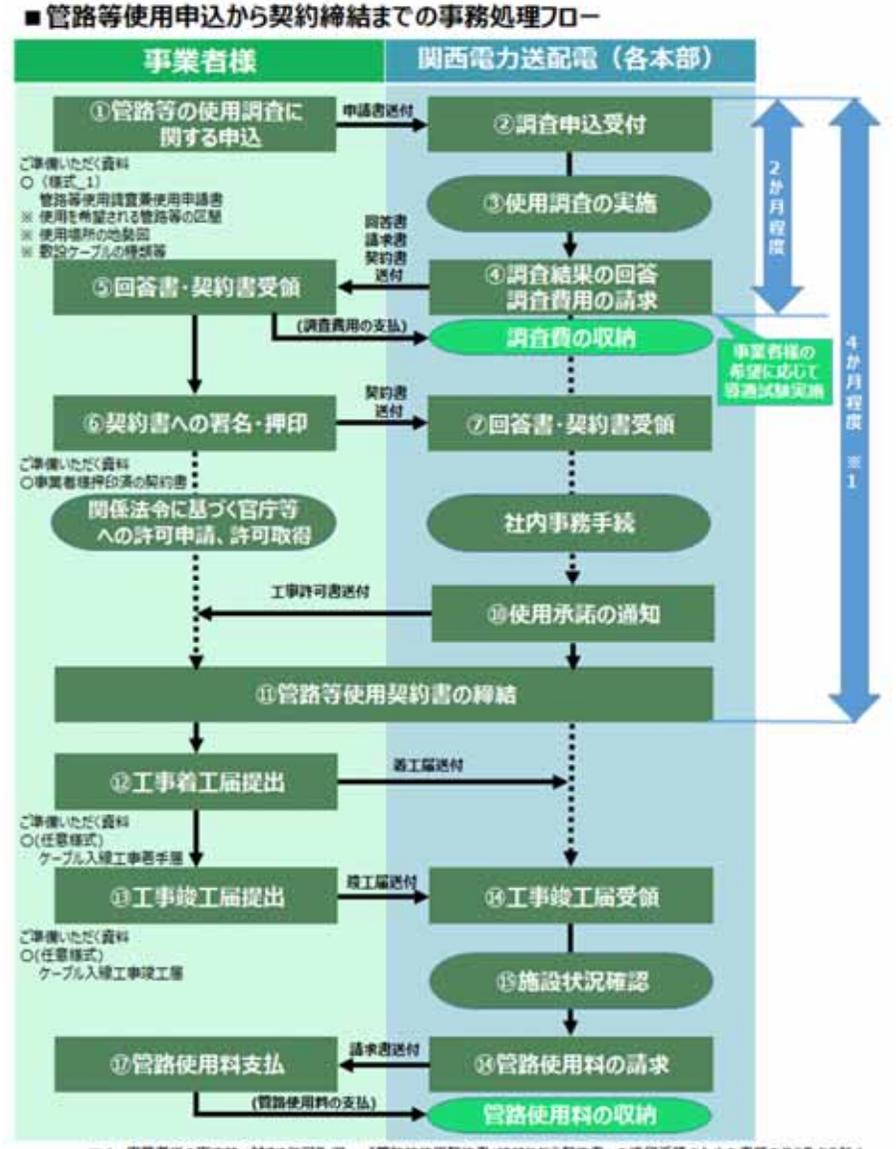
- 経営上の秘密に該当するとともに、事前に公開すると、政府等の機関が利用する回線を収容するルートの推計が可能となり、安全保障や公共の安全、ネットワークのセキュリティのリスクが懸念されるため。

- ガイドラインに基づき、公益事業者は設備の貸与申込手続等に関する標準実施要領を作成・公表。
- 公益事業者における設備の使用に関する処理手順の例は以下のとおり。

【NTT西日本: 管路等の利用に関する事務処理手順】



【関西電力送配電: 管路等使用申込から契約締結までの事務処理フロー】



※1 事業者様の官庁等に対する許可取得・「管路等使用契約書」締結に伴う契約書への押印手続のための書類のやり取りを除く

● ガイドラインに基づき公益事業者が作成・公表している設備の使用に関する申請様式の例は以下のとおり。

【NTT西日本:①地下管路等の共同収容調査実施について(依頼)
②地下管路等の共同収容設備使用申込みについて(依頼)】

①

別紙-7-1 ○○第○○○○号
西日本電信電話株式会社
○○支店長
○○ ○○ 殿

〒 000-0000
○○○○○○000-0-00
○○○株式会社
○○支店
○○○○印

地下管路等の共同収容調査実施について(依頼)

下記のとおり地下管路等の共同収容調査を依頼いたします。

記

1. 調査内容

調査区間	○○ ～ ○○ (住所・地名等) ※詳細は別紙図面のとおり
ケーブル規格	心線数:○○心 外径:○○mm
共同収容開始希望時期	○○年○月○日～
ハーフト方式	本調査については下記の要する項目についてのみ調査を希望いたします。 □ハーフト方式を希望しません。 □通常のハーフト方式を希望します。 □通常のハーフト方式が不可能な場合、以下の形態もあわせて希望します。 □□(1)心ケーブルに収容されていないNTTケーブルとの収容を希望します。 □□(2)心ケーブルに収容されていない事業者線(NTTを除く)とのケーブルとの収容を希望します。
留意事項	①当社希望のケーブルが共同収容不可の場合は、近隣するケーブルの検討をお願いします。 ②調査地点および終点において、当社管線(φ7mm 1条)との接続を希望いたしますので、その可否についても併せてご検討願います。

2. 調査費用
調査に要した費用は、別紙回答書の通知に基づき支払うこととします。

3. 本件お問い合わせ先
○○○株式会社
○○支店○○部○○担当 ○○ ○○
TEL:
FAX:

②

別紙-7-2 ○○第○○○○号
西日本電信電話株式会社
○○支店長
○○ ○○ 殿

〒 000-0000
○○○○○○000-0-00
○○○株式会社
○○支店
○○○○印

地下管路等の共同収容設備使用申込みについて(依頼)

当社地下管路等の共同収容調査依頼(○○第○○○○号 平成○○年○月○日)に対する貴社回答(○○第○○○○号 平成○○年○月○日)に基づき標記について下記のとおり申込みします。

記

1. 申込内容

共同収容申込区間	○○線○○MH ～ ○○線○○MH ※詳細は別紙図面のとおり
当社管線取付けMH	○○線○○MH (φ7mm 1条) ○○線○○MH (φ7mm 1条)
ケーブル規格	心線数:○○心 外径:○○mm
共同収容開始希望時期	平成○○年○月○日～
留意事項	(例) ① 共同収容に必要な設計等につきましては、貴社設計担当部門様と調整させていただきます。 ② 当社土木工事にあたり、立会い等がございますので、よろしくお願いたします。 ③ 以下の区間につきましては、株式会社○○様の同意(○○第○○○号)に基づき、ハーフト方式による共同収容を実施する区間となります。 ○○線○○MH ～ ○○線○○MH

2. 本件お問い合わせ先
○○○株式会社 ○○支店○○部○○担当 ○○ ○○
TEL:
FAX:

【関西電力送配電:管路等使用調査 兼 使用申請書】

管路等使用調査 兼 使用申請書

受付番号: []

○送申第 [] 号
年 月 日

関西電力送配電株式会社
本部長 殿

申請者 〃
住所 []
代表者 []
(印) []

電気送配設備の電力管路の使用可否調査ならびに使用について、下記のとおり申請します。
なお、検針に要する費用については、使用の可否に関わらず全額弊社が負担することとします。

記

1. 利 用 場 所: []

2. 工事予定期間: 自 年 月 日 ～ 至 年 月 日
(使用開始: 年 月 日 予定)

3. 利 用 規 模: 申請延長 m (累計延長 m (変更時のみ))

4. 敷 設 物 件: 光ケーブル 種類 []
(インナーパイプ径 φ [])

5. 事業目的内容: []

6. 申請者連絡先: 住所 []
氏名 [] TEL []

7. 添 付 資 料: 調査場所地勢図 使用希望経路図
管路使用明細書 ケーブル構造図
インナーパイプ構造図
その他 []

◆弊社は、本調査に知り得た設備に係る情報については、貴社の書面による了解を得ずして第三者に開示いたしません。
◆本申請書提出後、6ヶ月以内に契約締結に至らなかった場合、本申請書は無効になることを了承します。

以 上

➤ 総務省において、諸外国における公表情報をベースに実態を調査。

(調査事項)

①: 主要な電気通信事業者が保有する光ファイバ(通信ケーブル)及びその收容空間である管路・とう道の位置情報、他の事業者による使用可否に係る情報のインターネット等での開示状況。

②: ①について開示されている場合、開示の内容や形式、相手方等の詳細。

調査対象国



米国



英国



フランス



ドイツ



EU



調査結果

○ 本調査においては、光ファイバ(通信ケーブル)及びその收容空間である管路・とう道の位置情報、他の事業者による使用可否について、インターネット等で広く一般に対して情報開示を行っている事例は確認されなかった。

1. 検討の背景

2. 接続制度に基づく光ファイバ情報の開示・利用手続の現状

3. 収容空間情報の開示・利用手続の現状

4. **検討項目・スケジュール**

1. 光ファイバ・収容空間情報の開示の対象者や開示の在り方

- 光ファイバ・収容空間情報等の開示の対象者、開示の手段
- 開示する情報の内容や粒度
- 情報の開示に要する期間の短縮
- 安全保障やセキュリティ、公益事業者の経営上の秘密等への配慮

2. 光ファイバ・収容空間情報の開示に係るプラットフォームの在り方

- プラットフォームに掲載する情報の内容
- プラットフォームの利用の条件
- 国土交通省が整備するシステムとの連携
- 安全保障やセキュリティ、公益事業者の経営上の秘密等への配慮

3. 光ファイバ・収容空間の貸与に係る手続の円滑化

- 申請・使用手続に係る様式の共通化
- 申請・使用手続のWEBによるオンライン化

4. その他関連事項

- 具体的な対応に係るスケジュール 等

- 本検討会では、検討事項に対して令和5年度内に一定の結論を得ることを想定。
- 具体的には、公益事業者等から光ファイバ・收容空間の情報開示の在り方や利用手続の円滑化に向けた意見を聴取し、対応方針について関係者間で合意を得ることを目指す。
- 対応方針を踏まえた具体的な取組について、詳細な検討を要するものについては継続的に検討。

